

宇治市文化会館 ～宇治リエンス 使用料助成金事業～ 申請要項

1. 宇治リエンス 使用料助成金事業について

現代の IT 技術の急速な進展やコロナ禍の影響といった変化のめまぐるしい状況のなか、宇治市文化会館においても、宇治の偉大な文化財産を活かしながら、しなやかにかつ力強く対応することが求められています。そこで、未来に向け「住みたい文化のまち・宇治」を育ていけるよう「レジリエンス」（変化に強くしなやかに対応していく柔軟さ）という言葉と、宇治（うじ）と結び合わせて「宇治リエンス 使用料助成金事業」という事業名称にいたしました。【宇治リエンス ～文化でまちを輝かせたい～】という思いのもと、本事業を推進します。

2. 助成の目的

宇治市の芸術文化の振興・普及に資する公演等の活動に対し、文化会館の使用料を助成し、市民の芸術文化活動の活性化及び振興に寄与することを目的とします。

2. 助成対象団体

市内に所在地を置く、又は市内を主な活動拠点とする芸術文化団体

- ・芸術文化活動・事業を主催する公益法人や非営利団体
(企業や営利団体の申請は受け付けられません)

3. 助成の対象となる公演

1. 実現性

期間、内容等において実行可能な計画であること。

2. 地域性

宇治市内で開催する意義があること。

3. 集客性

集客や情報発信を目的とした広報をすること。

4. 助成金について

- ・助成金 限度額 25 万円（本番日の施設使用料及び設備使用料）

（上記使用料とは、宇治市文化会館条例（昭和 59 年宇治市条例第 31 号。）別表に規定する施設の使用料、宇治市文化会館条例施行規則（昭和 59 年宇治市規則第 32 号）別表に規定する設備の使用料）

- ・助成回数は、毎年度 1 回までとする。

5. 受付期間

- ・ **第一次受付期間 1月4日～1月31日**

対象事業期間 4月1日～9月30日 (審査結果 2月末日)

- ・ **第二次受付期間 7月1日～7月31日**

対象事業期間 10月1日～3月31日 (審査結果 8月31日)

※ 申請による助成合計金額が予定額を上回る場合

より多くの団体への機会提供のため、条件を満たす団体様の申請合計が予算額を超過した場合、

【 予定額÷申請額合計 】に基づく按分比を決定し、審査結果と共にお知らせします

6. 申請方法

所定の申請書をご記入の上、会館窓口へご提出下さい (郵送・FAX・メール可)

(郵送の場合は受付期間内に必着)

7. 選考と結果通知

- ・ 選考

市内の芸術文化団体 (公益法人や非営利団体) による芸術文化活動であることを基準に指定管理者が選考します。

- ・ 結果通知

確定後、助成金額などを決定通知にてお知らせします。

(郵送又はメール)

8. 広報

- ・ 助成事業のチラシやパンフレット、ポスターなどには文化会館が助成したことを明示していただく必要があります。「助成 宇治市文化会館 指定管理者」と明記してください。(ロゴはございません)

また、助成決定時点で印刷済みのものは、記載がなくとも結構ですが、決定以降に作成印刷するものは明記をお願いします。(Web・SNSも同様です)

これらは、会館窓口までご提出ください。(郵送可)

9. 事業報告書の提出

所定の申請書をご記入の上、事業終了の日の翌日から14日以内に、会館窓口へご提出ください

(郵送又はメール)

10. その他

- ・指定管理者の業務遂行上、申請者名、事業名等を公表することがあります。
- ・会館ウェブサイト等で助成対象事業をご紹介します。
採択された方は公演情報や写真素材等を下記メールアドレスにお寄せください。
- ・所定の申請書は会館ホームページからダウンロードできます。
「宇治市文化会館助成金申請書」「宇治市文化会館助成事業報告書」

11. 問い合わせ先

宇治市文化会館 指定管理者 アクティオ株式会社

住所：京都府宇治市折居台1丁目1番地

電話番号：0774-39-9333（9時～19時 月曜休館）

（※令和5年度…受付開始 1月4日以降）

メールアドレス：info-ucch@ujishibunkakaikan.jp